

『田中穰氏旧蔵典籍古文書』にみる伊勢国大神宮法楽寺

Ise Daijingu Hourakuji Temple in the Tanaka Collection

NAGANUMA Nami

永沼菜未

はじめに

本稿は、二〇二〇年度に実施された国立歴史民俗博物館共同利用型共同研究（館蔵資料利用型）「中世伊勢神宮領荘園の総合的研究」の成果の一部をまとめたものである。右の研究は、国立歴史民俗博物館所蔵『田中穰氏旧蔵典籍古文書』（資料番号H―七四三^①）のうち「大神宮法楽寺領文書紛失記他四通」（H―七四三―四五四）および「伊勢国积尊寺手継案他古文書」（H―七四三―四一六）―二五通を検討対象としている。本文書群は、伊勢国度会郡棚橋（現三重県度会町）に所在した、醍醐寺と伊勢神宮（以下、神宮）の双方にかかわりをもつ大神宮法楽寺の関連史料である。『田中穰氏旧蔵典籍古文書』は、田中教忠氏が蒐集し、子の忠三郎氏・孫の穰氏によって保存され、一九九〇年度までに国立歴史民俗博物館の所蔵となった史料群であり、醍醐寺・山科家旧蔵史料がその中核を占めるという特徴をもつ。本稿でとりあげる史料群は、大神宮法楽寺が三宝院流で継承されたことから、同院流出文書と目されている。

る^③。

大神宮法楽寺の由緒は、「大神宮法楽寺領文書紛失記」（H―七四三―四五四―一）に記されている^④。同史料によると、まず神宮祭主大中臣安則が度会郡棚橋・牧戸・大野木・葛原を含む地域を開発し、永観年間（九八三―九八五）に大宮司大中臣宗幹がその私領を大橋御園として神宮に貢進した（以下、系図参照）。大橋御園は宗幹の子である宣宗と敦子に分割して譲与され、敦子の夫興胤（法名覚禪）が御園内に蓮華寺を創建した。この蓮華寺が、法楽寺の前身である。以下、「大神宮法楽寺領文書紛失記」の記述を中心に法楽寺の沿革をまとめる。

蓮華寺は覚禪―興寿―平範―宗賢―賢祐と継承され、敦子の孫にあたる行快が寺務となったとき、敦子から譲り受けた大橋御園半分を寺領とした。行快の跡に行恵、ついで行恵と宣宗流女子との間に生まれた継尊が寺務に就くと、宣宗・敦子両流に分割された大橋御園は一円に蓮華寺領となった。

中世において蓮華寺がほかの伊勢国内寺院と一線を画すようになる要

さらに、法楽寺の内部から南朝方に呼応する者も出はじめた。建武三・延元元年十二月に大納言僧都隆経¹⁹が吉野へ出奔し北畠親房に同心して以降、法楽寺は院主代および寺家政所が追い出され、南朝の拠点に転じた。翌年に隆経が守護畠山高国に討たれたあと門弟多宝丸が法楽寺の占拠を続けたが、この多宝丸は暦応元・延元三年三月十六日の天王寺の戦いで死亡している。

康永元・興国三年（一三四二）、ようやく守護仁木義長が法楽寺を鎮圧したが、六年に及ぶ戦乱によって法楽寺の文書は紛失、寺領も牢籠していた。そこで、「所詮文書紛失之時、整_三実銀_一、資_三保証_一、請_三公判_一備_三亀鏡_一者、神郡之土風也²⁰」という理由により、二年後の康永三・興国五年に「大神宮法楽寺領文書紛失記」が作成されたのである。

以上のとおり、鎌倉南北朝期における法楽寺の動向は『田中穰氏旧蔵典籍古文書』によって知ることができる。法楽寺は、神宮法楽および勅願法会をおこなないながら、有力な醍醐寺僧が寺務を兼帯するという特異な性格をもつ寺院といえる。神宮膝下の地域社会の動向を分析するうえで、法楽寺の関連史料は重要である。

法楽寺関連史料の研究は、小島鉦作氏によってその基礎が築かれた。小島氏は国立歴史民俗博物館に所蔵が移る前から田中本「大神宮法楽寺領文書紛失記」に着目し、本史料を中心に扱った論考を発表している²¹。その成果として、法楽寺の由緒および勅願寺化の経緯、南北朝内乱期の動向について、主に政治史との関連から通史的な見通しが立てられた。また、「大神宮法楽寺領文書紛失記」と醍醐寺所蔵史料との関係を整理し、長らく偽書と目されていた『通海参詣記』の史料的評価を刷新するなど、史料論としての成果を示した意義も大きい²²。

小島氏の論考が示した法楽寺の歴史的な位置づけは、ほぼ定説となった²³。しかし、「大神宮法楽寺領文書紛失記」の所蔵が田中家から国立歴史民俗博物館に移って以降、この史料に注目した論文はまだまだ確認でき

ていない²⁴。

現在、『田中穰氏旧蔵典籍古文書』法楽寺関係史料の書誌情報と一部の画像は、国立歴史民俗博物館「館蔵中世古文書データベース」で公開されている。自治体史の刊行も相俟って、資料環境は充実しつつあるといえよう。

本稿は、第一章で「大神宮法楽寺領文書紛失記他四通」、第二章で「伊勢国积尊寺手継案他古文書」について、それぞれ原本調査によって新たに得た所見を整理し、これまで部分的な言及に留まっていた『田中穰氏旧蔵典籍古文書』法楽寺関係史料について総体的な検討をおこなう。そして第三章で、今後の研究においてどのような論点が考えられるのかという点について述べることにする。

一、「大神宮法楽寺領文書紛失記他四通」にみる鎌倉南北朝期の法楽寺

- 「大神宮法楽寺領文書紛失記他四通」は、
- ・「大神宮法楽寺領文書紛失記」（日一七四三―四五四―一、系図一点、文書一二通）
 - ・「泊浦江向雑掌重申状」（日一七四三―四五四―二、文書一通）
 - ・「某目安案」（日一七四三―四五四―三、文書一通）
 - ・「外宮禰宜申状案」（日一七四三―四五四―四―一―二、文書二通）
 - ・「申状案」（日一七四三―四五四―五―一―二、文書二通）
- という五つのまとまりで構成される。

このうち「申状案」に収められる「水本僧正正坊雑掌通性申状案」および「僧正隆舜申事土代」という二通の文書は、水本僧正坊隆舜の雑掌通性が醍醐寺報恩院・蓮蔵院および所領の回復を求めて朝廷に訴えるという内容であり、法楽寺との直接の関係は見出し難い。『田中穰氏旧蔵典籍古文書』に残る水本坊関連文書は、他寺の文書や、宣旨案等をまと

表 「大神宮法楽寺領文書紛失記」 横幅

紙数	横幅 (cm)	「度会郡判」	「豊受宮印」	「内宮政印」
1	46.4	4	-	-
2	45.2	1	-	-
3	48.6	1	-	-
4	48.8	1	-	-
5	48.8	1	-	-
6	48.9	1	-	-
7	48.8	1	-	-
8	49.0	1	-	-
9	48.9	1	-	-
10	49.0	1	-	-
11	48.8	1	-	-
12	48.9	1	-	-
13	48.9	1	-	-
14	48.9	1	-	-
15	49.0	1	-	-
16	48.9	1	-	-
17	48.8	1	-	-
18	49.0	1	-	-
19	49.0	1	-	-
20	49.1	1	-	-
21	48.2	1	-	-
22	48.8	1	-	-
23	48.8	1	-	-
24	48.8	1	-	-
25	48.9	1	-	-
26	48.2	1	-	-
27	48.3	1	-	-
28	48.2	1	-	-
29	48.9	1	-	-
30	48.9	1	-	-
31	47.8	1	-	-
32	48.8	1	-	-
33	48.8	1	-	-
34	48.8	1	-	-
35	48.9	1	-	-
36	48.7	2	-	-
37	48.5	2	-	-
38	48.6	4	-	-
39	48.6	3	9	-
40	48.6	-	6	-
41	48.7	-	-	10
42	48.5	-	-	-
	計	49	15	10

註) 紙継目に印章が捺されている場合、継目前の頁数として計上した。

めた文書群のなかに散在するかたちで伝来しており、法楽寺文書に「申状案」が含まれている状態と類似している。このことから、田中教忠氏が蒐集した文書を整理する過程で現状のような文書配置になった可能性が考えられる。よって以下では、この「申状案」を除き、法楽寺との直接的な関係が認められる文書に重点を置いて分析を進めることとする。

大神宮法楽寺領文書紛失記

卷子本一巻で、料紙は縦三〇・六cm、横幅がほぼ均一で紙質にも大きな違いが認められない四二紙を貼り継いでいる(表)⁽²⁷⁾。題籤軸が使用されているが、題籤部分への書き込みはない。

- (1) 伊勢国大橋御園領主系図(第一〜二紙)
 - (2) 永仁六年(二二九八)十一月日(亀山)院庁下文案(第二〜三紙)
 - (3) 嘉元四年(一三〇六)二月七日 後宇多上皇院宣案(第三紙)
 - (4) 元亨二年(一三三二)九月二十一日 後醍醐天皇繪旨案(第三紙)
 - (5) 文治元年(一一八五)十二月日 多米正当解案(第三紙)
 - (6) 文治二年正月日 多米正当解案(第四〜五紙)
- 「大神宮法楽寺領文書紛失記」(以下、「紛失記」と略記)の本文事書には「康永三年(甲申)八月日伊勢国度会郡内城田郷大橋御園内 太神宮法楽寺所司等立申文書紛失記事」と、制作年次が記されており、以下の順序で史料が収録される⁽²⁸⁾。

- (7) 文治二年二月日 藤原某下知状案(第五紙)
- (8) 文治二年二月十一日 北条時政下文案(第五紙)
- (9) 元久元年(一一〇四) 十二月日 僧繼尊申状案(第五〇七紙)
- (10) 建保四年(一一二六) 二月十五日 関東下知状案(第七紙)
- (11) 貞応元年(一一二二) 八月八日 関東下知状案(第七紙)
- (12) 文永十一年(一一七四) 五月六日 関東下知状案(第七〇八紙)
- (13) (康永三年) 末寺・散在寺領等注文案(第八〇三七紙)

以上一三点の史料に続き、紛失状を作成するに至った経緯を記した事実書(第三七〇三八紙)、法楽寺所司等による署判(第三八紙)、棚橋・牧戸・大野木・葛原各村刀禰の証判(第三八〇三九紙)、城田郷拒捍使新家定興の証判(第三九紙)、度会郡判(第三九〇四〇紙)、外宮証判(第四〇〇四二紙)、内宮証判(第四一紙)、祭主証判(第四一〇四二紙)が記されている。「紛失記」は文書ごと紙を改めることなく続けて書かれており、また証判部分以外の筆跡は一致しているように見受けられる。

「紛失記」の表面には「度会郡印」(縦五・四×横五・一cm)、「豊受宮印」(縦六・一×横六・〇cm)、「内宮政印」(縦五・四×横五・九cm)という三種類の印章が確認できる。「度会郡印」は事書部分に三顆、事実書部分に一顆、冒頭から度会郡判部分までの各紙継目中央に三八顆、刀禰・城田郷拒捍使・度会郡の証判部分に七顆の計四九顆捺印される。「豊受宮印」は紛失状の内容を認める本文部分に五顆、禰宜署判部分に五顆を二列に配し計一〇顆捺印される(表)。

このほか、(2)の七行目(第二紙)は挿入符を用いた修正が加えられており、その紙背に花押が確認される(写真一〇三三)。花押形は第三八紙にある法楽寺所司等の花押のいずれとも一致しないため、所司等とは別の「紛失記」執筆責任者が訂正の証明として紙背に花押を記したと考え



写真1 (2) 7行目(第2紙)表



写真2 同裏

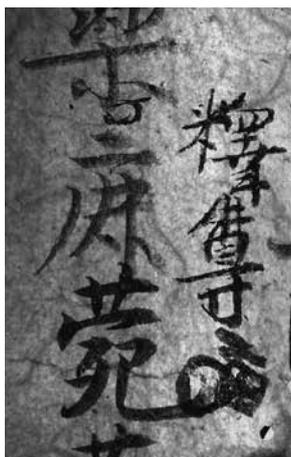


写真3 同表 透過光

られる。⁽²⁹⁾

次に、文書内容を順序に沿って確認する。まず(2)は、法楽寺に公武のための伝法灌頂および法華御修法の勤仕を命じ、法楽寺以下伊勢国内の一ヶ寺をその料所と定めた院庁下文である。ついで定任・賢助が「通海僧正遺領金剛輪院・法楽寺以下所領等」を相伝することを認めた勅裁(3)(4)が並ぶ。(2)～(4)を「紛失記」冒頭に配置しているのには、法楽寺の勅願寺としての意義を示し、通海以下三宝院流がそれを継承していることを強調する意図があったと想定される。

後半の(5)～(12)は、法楽寺領の知行に関する文書である。文治元年、行恵が平氏血縁者であることを理由に幕府は大橋御園と河田御園を没収し(5)～(8)、継尊の代でも地頭の押妨が続いた(9)～(11)。通海の代になりようやく法楽寺領と認める幕府の裁許(12)が下されて以降は、寺領に対する地頭の違乱を示す史料がみられなくなる。鎌倉初期から断続的に続いていた訴訟は、通海の代に決着をみたのである。

最後の(13)は、まず勅願の伝法灌頂・法華御修法の料所である法楽寺以下一ヶ寺、ついで末寺一四ヶ寺を列記し、ついで計二五ヶ寺のうち「証文紛失分」一六ヶ寺分の散在寺領を書きあげた注文である。よって「紛失記」が作成された康永三・興国五年当時の法楽寺領の全容を示すものではない。とはいえ、条里制を利用した地割にもとづき、田畠をはじめ塩浜や古代の土地所有形態に由来する戸田など多彩な地目をおよそ四〇〇筆列挙しており、特筆すべき点が多い文書である。

「紛失記」が、とくに法楽寺の由緒について貴重な記載のある(1)～(12)によって早くから注目されたことは、すでに述べた。これに対し(13)は近年まで翻刻されず、その存在が周知されないうままであった。⁽³⁰⁾(13)は中世伊勢国における最大規模の土地注文の一つであり、その分析は喫緊の課題である。

泊浦江向雑掌重申状

(14) 建武元年(一三三四)十二月日 泊浦江向雑掌重申状

続紙で、第一紙は縦三三・四×横五四・一cm、第二紙は縦三三・二×横五二・三cmの二紙を継ぎ合わせており、祭主使新家定興の端裏銘および紙継目裏花押がある。第一紙袖に田中本として整理された際に付けられた包紙が貼り継がれている。本文書の内容については、第三章で詳しく述べることにしたい。

某目安案

(15) 年未詳 某目安案(外宮前禰宜家行悪行条々)

外宮禰宜申状案

(16) 観応元年(正平五・一三五〇)四月日 外宮一禰宜雅任雑掌申状案

(17) 同五月日 外宮一禰宜雅任代申状土代

(15)は続紙で、第一紙は縦三三・三×横五一・八cm、第二紙は縦三三・七×横五〇・四cm。(16)(17)は縦紙一紙ごとに一通が記されており、互いに異筆で、紙質や褪色の度合いも異なっている。(15)と(16)の袖に、田中本として整理された際に付された包紙が貼り継がれている。

文書内容について、(15)は年未詳だが、建武三・延元元年六月、北畠親房の伊勢国下向に外宮禰宜度会家行をはじめ一福大夫興時・全福大夫親子、雅楽入道らが応じて軍事行動を展開したこと、ならびに貞和三・正平二年(一三四七)および翌年の家行による郎党を率いての祭主殺害計画や伊勢・尾張湾岸地域での濫妨行為を糾弾する内容が簡条書きに記されている。

(16)(17)は観応元年四月と五月付けの外宮一禰宜度会雅任雑掌禰宜弘用の申状で、(17)には「雅任申状土代」という端裏書がある。度会雅任は、同家行が一禰宜に還補されたと自称して外宮一禰宜管領下の積良御

牧に莫大な課役をかけたことを訴え(16)、凶徒である家行が一禰宜への還補を望むのは不当であると主張する(17)。

(15)～(17)は、「紛失記」作成以後も南伊勢の緊張状態が続いていたことがわがわがせる。本史料にしかない情報が記されているという点からも、神宮膝下地域の南北朝動乱を知る恰好の史料ということが出来る。

最後に、「紛失記」作成に関連する事項として、法楽寺が仁木義長によって鎮圧される前後の時期において、法楽寺末寺積尊寺領小林、堅上、伊雑神戸、山原以下散在所領が棚橋宰相法印代弁舜、坂式部律師、同真弟子卿律師に押領されていたこと⁽¹¹⁾について触れる。この棚橋宰相法印代弁舜以下の悪党は、法楽寺の所在地である「棚橋」を名乗っていることから法楽寺関係者といえるだろう。⁽¹³⁾で積尊寺は法楽寺末寺として記載され、弁舜らが押領した地のうち伊雑神戸も紛失所領として計上されている。「紛失記」作成の背景の一つには、南北朝の動乱を経て崩壊した法楽寺の本末関係をふたたび整理する目的があったと考えられる。次章では、その積尊寺を含む法楽寺末寺と寺領について記した文書群の分析をおこなう。

二、「伊勢国積尊寺手継案他古文書」と神宮膝下地域

積尊寺は、長保三年(一〇〇一)―長暦二年(一〇三八)に祭主をつとめた大中臣輔親⁽³²⁾が建立した寺院で、宮川沿いの現度会町大野木に所在した。本史料のほか、『積尊寺旧記』、『永仁五年仮殿記』紙背文書⁽³⁴⁾、「醍醐寺文書」に関連史料が残る。

本史料は卷子本で、「伊勢国積尊寺手継案」正平七年二月十日藤原千松丸請申法楽寺伊勢国泊浦小里村預所并任料等請文／神三郡内太神宮法楽棚橋領等事并当寺末寺廿四箇寺目録／内々案文勢州太神宮法楽寺として醍醐之御末寺候云々」という目録が付いており、田中本として整理され

る段階で複数の文書群が一卷にまとめられたことが示されている。

伊勢国積尊寺手継案

(18) 伊勢国積尊寺別当相伝系図(第一紙)

(19) 文永九年(一二七二)五月二十二日 隆愉・通海連署和与状案(第一紙)

(二紙)

(20) 同五月二十一日 通海書状案(第三紙)

(18)から(20)は、いずれも後述する積尊寺別当職の相承に関する内容をもつ。ただし(18)は(19)(20)と比べて虫損や褪色の度合いが著しく、作成時期や保存状態が異なっていたことがわかる。(19)(20)は同筆の案文で虫損痕が共通することから、二紙を継いだ状態で保存されていたことが想定される。(18)の端裏書には「積尊寺手継案」と記されるが、三通が手継文書としてまとめられた時期は不明である。

(18)の系図には「頼円―宣源―仁源 観円―長増―増快―経尊―覚観―^(以下略) 覚能 法眼際俊―際愉―際恵―際仁―大俊―長安―際心―弥勒丸」と、仁源・観円間、覚能・隆俊間に相承が途切れているような記述がある。系図上の断絶は、本願大中臣輔親の甥にあたる初代頼円から仁源までは血縁関係、観円から覚能までは大中臣氏外の異姓僧、隆俊からふたたび大中臣氏の血縁関係と、別当の出自に対応している。

積尊寺別当について、『永仁五年仮殿記』紙背文書⁽³⁴⁾には(19)(20)をさかのぼる年次をもつ関連史料が残っている。同史料によると、積尊寺では大中臣氏出身別当と異姓別当との間で、別当職および寺領継承をめぐる相論がおこなわれていた。

この史料にもとづき相論の経緯を整理した市沢哲氏の論考⁽³⁵⁾によると、承久年間(一一九一―一二二二)、積尊寺の隆俊は大中臣氏出身僧による別当継承を求めて出訴した。現任の異姓別当覚能は宣旨・院序下文を盾に自らの正統性を主張したが、貞永元年(一二三二)、隆俊へ別当職を譲

与し、覚能自身は寺領のうち内瀬、塩浜、黒坂を一期分知行することで決着した。

覚能は建長四年（一二五二）に死去するが、寺領のうち内瀬はこのときすでに質物として日吉社僧静真の手に渡っていた。隆俊は神宮を味方につけて寺務職の継承と寺領保持のために奔走し、複数権門にまたがった相論は朝廷裁判にまで及んだ。釈尊寺は異姓別当⁽³⁶⁾の登場によって所領流出の危機を迎えていたのであり、(18)の系図が血縁関係を反映した書式になったのは、この相論の影響によると考えられる。

『永仁五年仮殿記』紙背文書⁽³⁷⁾には、相論の結果を示す史料は残っていない。しかし(19)(20)は、同紙背文書終見後の釈尊寺に法楽寺寺務の通海が関与していることを示す興味深い史料である。隆俊の跡を継ぎ釈尊寺別当となった隆愉は、(19)で通海を釈尊寺座主として迎え、衰退した寺領と寺家の回復を託した。ただし、隆愉が知行する寺領については子孫に相伝することが注記された。このとき、通海の座主職が祭主袖判によつて認可されている点は特徴的である。

(20)は、(19)の前日付けの通海書状である。通海は隆愉の出した条件に従い釈尊寺座主職に就くことを約しており、(19)を作成するにあたり、寺院間で事前の調整がなされたことをうかがわせる。

(19)(20)の内容は、建治三年（一二七七）、隆愉が弟隆恵にあてた讓状の「予寺務之間、為令興行仏事、沙汰付牢籠寺領、雖令補座主職、於別当進退寺領者、更非三口入之限」という記述に一致する。釈尊寺は、大中臣氏出身の隆俊の代において異姓別当による寺領流出という困難に直面した。その跡を継いだ隆愉には、血縁にもとづく別当職および寺領の継承をより確実なものとする必要があった。そこで、地域の有力寺院である法楽寺を管領し、中央とも強いつながりをもつ通海を釈尊寺の経営に引きこんだのである。

その後、永仁六年（一二九八）の法楽寺が勤仕する勅願伝法灌頂の料

所(2)および康永三年(興国五・一三四四)の末寺・散在寺領等注文(13)に法楽寺末寺として釈尊寺の名がみえることから、法楽寺と釈尊寺は本末関係となったとみることができると考えられる。「釈尊寺手継案」は法楽寺を通じ醍醐寺三宝院において保管され、その結果『田中穰氏旧蔵典籍古文書』に伝来したと考えられる。

泊浦小里村預所関係文書

(21) 正平七年(文和元・一三五二)二月十日 藤原千松丸請文(第四紙)
(22) 同 藤原千松丸請文(第五紙)
(21)以降は、法楽寺領に関する史料である。(21)は本文に対して紙の上下の幅が狭く、軸装の段階で裁断されたとみられる。(21)(22)は字形に共通する点が多く、同筆である可能性が高い。

(21)で藤原千松丸は、法楽寺領伊勢国泊浦小里村の預所として年貢以下の課役を納めることを誓約している。そのほか、「検断并波上所出物」すなわち検断時の押収物および海上漂流物等について、三分の二は公物、三分の一は預所得分とすることが定められている⁽⁴⁰⁾。

(22)では千松丸が預所職の任料を下向後三〇日以内に支払うことを請け負っている。二通と同日付けの安祥寺道俊書状⁽⁴¹⁾には、法楽寺領泊浦小里村預所職に関する雑掌の請文二通を送る旨が記されている。よつて、泊浦の預所は在京の者から選出され、(21)(22)が醍醐寺に提出されたこととみることができると考えられる。この頃、泊浦周辺地域ではいまだ動乱が収まらず不安定な状況が続いていた⁽⁴²⁾ものの、法楽寺を介した醍醐寺の泊浦知行は続いていた。

法楽寺領目録

- (23) 年未詳 法楽寺棚橋領目録(第六紙)
(24) 年未詳 法楽寺末寺目録(第七紙)

法楽寺末寺とその所領を列記した目録で、(23)は折紙、(24)はもと折紙であったものの上下を裁断し貼り継いだであろう痕跡が認められる。折紙の帳簿類の存在は中世前期から確認できるため、文書の形態から年代を比定することは難しい。(23)には(13)の末寺・散在寺領注文にない地名と寺号(延方名、見世垣内、室寺、常幢寺、光蓮寺)が記されている。

(24)では、まず(13)の記載と一致する「当代末寺」二四ヶ寺が記されるが、このうち(2)で伝法灌頂・法華御修法料所とされた法楽寺の中核的末寺を含む九ヶ寺が不知行化している。「当代末寺」について「当代契約末寺」として、(13)に記載のない光蓮寺以下七ヶ寺が書きあげられており、(13)が作成された康永三・興国五年当時とは異なる方面に末寺化の動きが起きていたことをうかがわせる。この「当代契約末寺」のうち(23)でも新規に記載された常幢寺がみえることから、二通は少なくとも(13)以降に作成されたとみることができらるだろう。

通済書状

(25) 年未詳 某〔通済〕書状案(第八紙)

本文書には署名と花押が据えられており、端裏書に「案文如此」とある。花押形は永享二年(一四三〇)に伊勢国へ下向し法楽寺に入った醍醐寺僧通済⁽⁴⁵⁾のものだが、案文とあるので別人の手による写しと考えられる。文書の年次は未詳で、通済は法楽寺領が愛洲一族・神人・土一揆らに押領されていることについて、神領のことは祭主に任せるべきだと述べている。

嘉吉二年(一四四二)、法楽寺住侶は土一揆等による寺領の押領停止を醍醐寺に求めている。⁽⁴⁶⁾ 通済の伊勢国での活動時期とも一致するため、(25)はこのときの訴えに寄せて作成されたと考えられる。ただし法楽寺住侶の主張と異なり、通済が祭主による差配を希望している点は興味深い。

本章でみた「伊勢国积尊寺手継案他古文書」のうち、先行研究でわずかでも関説された史料は、(18)～(20)に留まる。しかし、(21)～(25)は法楽寺・神宮・醍醐寺それぞれがどのように法楽寺領の知行にかかわっているのかを示す貴重な史料といえる。

三、法楽寺領の知行関係

以上、二章にわたり『田中穰氏旧蔵典籍古文書』法楽寺関係史料の調査所見の整理と内容の分析をおこなった。この成果に立脚し、本章では法楽寺研究において今後取り組むべき課題を示したい。

法楽寺研究は、八〇年代までに小島鉦作氏が議論の枠組みを整えて以降ながら停滞していたが、二〇一〇年代に至り、ふたたび注目されることとなった。

佐々木裕子氏は、通海が著した『通海参詣記』には、神を仏の上位に置く伊勢神道の形成期にあって彼独自の「神仏同等思想」が通底しており、法楽寺・法楽舎を神宮と並び立つ存在として位置づける意図があったと分析した。加えて、法楽寺・法楽舎は神宮と醍醐寺それぞれの政治的・経済的動機によって成立、維持されたと述べている。⁽⁴⁷⁾

近年、小川剛生氏は醍醐寺座主であり法楽寺を管領する三寶院賢俊が貞和二年(正平元・一三四六)神宮に参詣したことに注目し、賢俊の参宮は伊勢国内の北朝・幕府の拠点である法楽寺の復興状態を視察し、同じく北朝方の祭主大中臣親忠と協議をおこなう目的のもととおこなわれたことを明らかにした。賢俊一行には『徒然草』の著者兼好法師が参加しており、大中臣氏と婚姻関係にある卜部氏平野流出身の兼好は、祭主とのコネクションを期待されて賢俊に随行していたという。このとき賢俊らを歓待した法楽寺僧宗俊は大中臣氏出身で、兼好はこの宗俊から馬を贈られている。⁽⁴⁸⁾

賢俊の下向は、「紛失記」作成直後の時期にあたる。小川氏の論考に

よって、当該期の法楽寺周辺地域が不安定な状況にあり、そのなかで法楽寺、神宮、醍醐寺が政治的利害関係によって結びついていたことが明らかとなった。

こうした研究の蓄積は、法楽寺をめぐる神宮と醍醐寺の関係性という新たな論点を浮かびあがらせたといえよう。右の成果に学ぶことができれば、『田中穰氏旧蔵典籍古文書』法楽寺関係史料についても、より踏みこんだ検討が可能となるのではないだろうか。

まず、第一、二章にわたる法楽寺関係史料の分析でわかったのは、先行研究で大きく取りあげられてこなかった文書がまだ多く存在するという点である。該当する文書を年次順に並べると、以下のごとくである。

- (14) 建武元年（一三三四）十二月日 泊浦江向雑掌重申状
- (13) （康永三年（興国五・一三四四））末寺・散在寺領等注文案
- (16) 観応元年（正平五・一三五〇）四月日 外宮一禰宜雅任雑掌申状案

(17) 同五月日 外宮一禰宜雅任代申状土代

(21) 正平七年（文和元・一三五二）二月十日 藤原千松丸請文

(22) 同 藤原千松丸請文

(23) 年未詳 法楽寺棚橋領目録

(24) 年未詳 法楽寺末寺目録

(25) 年未詳 某〔通済〕書状案

以上九通の文書は、法楽寺領の知行に関する内容を多く含んでいる。このうち(13)(24)の帳簿類は、紹介に留まるのみで内容の分析を伴う研究の対象とはならなかった。しかし、その資料的価値が高いことはすでに指摘した通りであり、今後の研究が期待される。

(14)は、南北朝動乱期の政治状況を示す史料としての評価を受けた一方で、伊勢国泊浦江向に対する神宮支配の様相を示す史料だという点は看過されてきたように見受けられる。次に、その全文をあげる。

【史料一】(14) 泊浦江向雑掌重申状

〔編纂書〕
「江向雑掌」

〔外題〕
「下檢非違使定興、如レ状者、与一五郎以下輩、語二寄悪党等一及レ狼

藉之企二云々、太不レ穩便一、早二宮使并近郷神人相共、止レ悪党等

乱入一止住之儀一、任二前々一、勅定一、穩令レ追二出郷内一之、

〔大中興後〕
祭主（花押）

御祈禱所泊浦江向雑掌重申

欲下早任二度々一、勅裁旨一、被下二嚴密御下知一、二宮使・神人等相共

被レ追二却神境一、被レ鎮中狼藉上、為二泊浦大里住人与一五郎兄弟三

人・江向住兵衛三郎・竹内兵衛入道・大門左衛門次郎・井留賀左近

允父子・藏人父子以下輩等一、背二度々一、勅定・次第御下知・序宣

等一、以二去月廿二日一、語二寄有間以下所々悪党等一、責二取御年

貢一、可レ燒二弘江向一旨、令レ結二構狼藉一、無二比類一問事

副進

（中略）

右、江向御厨者、為二往古神領一、專二御贄供祭之勤一、全二領家御年貢一

無二他方妨一之処、加津良嶋大夫房、自二阿曾宮一称レ賜二恩賞一、令二乱

妨一之間、就レ被下二綸旨一・御牒・宮令旨・惣官御下知・内宮序宣・

守護所下知等一、令二退散一之間当知行之処、大里与一五郎兄弟三人・

江向兵衛三郎・竹内兵衛入道・大門左二郎・井留賀左近允父子・藏人

父子以下輩等、以二去月廿二日一、語二寄有間以下所々悪党等一、責二取

數十貫御年貢一、若令二敵对一者、江向於可二燒弘一之旨、令二發言一之条

希代珍事也、所レ詮於二彼輩等一者、為二一向二平二悪党一上者、任二度々

勅定・御下知・序宣等一、被下二嚴密御下知一、二宮使・神人等相共被

レ追二却神境一、付二寄宿往反一、被レ召二誠其身一、被レ鎮二向後狼藉一而

弥為レ致二御祈禱之忠勤一、重言上如レ件、

建武元年十二月 日

右の史料は、泊浦江向雑掌が同所に乱入した悪党の追却を求めて提出した重申状である。江向は神領として供祭物を納めており、加津良嶋大夫房が阿曾宮より恩賞を賜ったとして領有を主張したが、一度は繪旨等によりこれを斥けたという。にもかかわらず、建武元年十一月二十二日に大里与一五郎兄弟三人、江向兵衛三郎、竹内兵衛入道、大門左衛門次郎、井留賀左近允父子、藏人父子らは南朝方の熊野勢有間忠幸らと結び、年貢數十貫を責め取った。さらに江向雑掌は大里与一五郎以下が同所に火をかけようとしていることを耳にしたため、祭主に悪党の追捕を願い出た。袖部分には祭主外題があり、祭主使新家定興および二宮使、近郷神人に命じて悪党乱入や止住を停止させ、郷内から追い出すよう指示したことが記されている。

ここで泊浦江向は往古よりの神領とみなされているため、神宮が同所に対し裁判権を行使することは至極当然であるように見受けられる。しかし同時に、泊浦江向は「紛失記」のうち(13)の冒頭にあげられている、法楽寺の中核的な所領でもあった。法楽寺領としての泊浦は、どのように経営されていたのであろうか。

【史料一】に先立ち、延慶三年(一一三一〇)には醍醐寺の検注使法橋慶範によって江向村の在家検注・名寄帳が提出されている。ここにおいて、嘉元四年(一一三〇六)五月十八日の検注帳に記載された在家・本在家跡一一五家に加えて、今回の検注で明らかになった一三五家および無家二六所が計上された。⁽³⁰⁾ 嘉元四年といえは定任が通海の遺領を継承した年であり(3)、この検注は通海から定任への知行継承を機におこなわれたことを示している。そして延慶三年には、醍醐寺が把握する在家は約二倍に増加した。

さらに【史料一】から約二〇年後の(21)(22)でも、第二章ですでに述べた通り、在京の藤原千松丸が請文を醍醐寺に提出して江向の別称である小里の雑掌に任じられている。醍醐寺は、【史料一】の前後で継続的な

泊浦知行を展開していた。

すなわち、泊浦江向(小里)において、同時期に神宮と醍醐寺の二重知行のような状態になっている痕跡が認められるのである。こうした現象をどう理解すべきか、(16)(17)および関連史料の分析を通して考えてみたい。

(16)は観応元・正平五年における元外宮一禰宜度会家行の還補の認否という、神宮の神官組織についての史料である。しかし、法楽寺の本寺である醍醐寺も、この問題と無関係ではいられなかった。

【史料二】前大僧正賢俊書状案⁽³²⁾

外宮前一禰宜家行、望^(度会)申還補^(度会)之由承及候、此事、彼家行悪行国中無^(度会)其隱^(度会)候、適依^(度会)勅勘^(度会)、宮中可^(度会)令^(度会)静謐^(度会)之由存之処、若物忿之御沙汰候者、向後狼藉弥不^(度会)可^(度会)断絶^(度会)候哉、就^(度会)中師跡代々知行之地於^(度会)伊勢中須^(度会)・大隆寺^(度会)、号^(度会)堤米^(度会)・仰^(度会)付常陸介長房・円福大夫以下悪党等^(度会)、卒^(度会)数百人^(度会)一致^(度会)追捕狼藉^(度会)之間、触^(大中親直)訴祭主^(大中親直)、可^(度会)令^(度会)嚴密^(度会)、雖^(度会)加^(度会)下知^(度会)候上、更^(度会)不^(度会)叙用^(度会)、両庄土民等悉牢籠候了、悪行之至、絶^(度会)常篇^(度会)候、其外連々煩、難治至極之間、欲^(度会)仰^(度会)上裁^(度会)候之処、就^(度会)他事^(度会)御沙汰嚴密之間、同篇訴非^(度会)肝要^(度会)之間、加^(度会)斟酌^(度会)罷過候了、而今被^(度会)許^(度会)還補^(度会)候者、弥致^(度会)無道之悪行^(度会)之条、勿論候、(中略)恐々謹言、

五月九日 法務賢俊

謹上 頭弁殿

(16)(17)は、賢俊が法楽寺を管領していた時期にあたる史料である。常陸介長房・円福大夫らは、貞和三年頃から中須莊および大隆寺に対し宮川大堤用途を不当に課しており、賢俊は家行の関与を疑っていた。⁽⁵⁴⁾ 【史料二】から、祭主大中臣親直が濫妨停止命令を下したにもかかわらず状況が改善していないことがわかる。賢俊は、家行の外宮一禰宜還補による事態のさらなる悪化を警戒していた。神宮および法楽寺周辺地域を混

乱に陥れた首謀者の一人である家行の処遇は、神官組織内ではおさまらない問題を抱えていたのである。

【史料二】にみえる中須と大隆寺は、ともに(13)に記載される法楽寺領である。たとえ醍醐寺の傘下にある法楽寺領であっても、所務沙汰が生じた場合の手續きとしてまず神宮祭主裁判が選択されている点が興味深い。また、第二章でみた(25)において、醍醐寺僧通済は法楽寺領の押領について神領のことは祭主が差配すべきと述べている。すなわち、法楽寺領の所在地は神領であり、その圏内では神宮の裁判権を認めるといふ意識が醍醐寺僧である賢俊や通済の間で共有されていたのである。また、「紛失記」末尾に内外宮禰宜ならびに祭主の証判が据えられたのも、法楽寺の所在地である大橋御園が神宮の管轄下にあったことを示していると考えられる。

以上をふまえて【史料一】にたちかえると、泊浦江向の表記が御厨という神宮領の名称をもち、悪党への対処も神宮がおこなっているからといって、同所が神宮の排他的支配領域であったと即断することはできない。本章で検討したように、神宮と醍醐寺は法楽寺とその寺領について一円知行を志向しておらず、一種の共存的支配関係にあったとみることもできよう。

では、法楽寺領における神宮と醍醐寺の知行関係がある種の重層性を帯びていることについて、どのように捉えるべきだろうか。

近年の研究史を振り返ると、佐々木裕子氏は法楽寺・法楽舎の経営および法会の実施に法楽寺、神宮、醍醐寺の利害関係が絡んでいたことを重視し、小川剛生氏は法楽寺が神宮と醍醐寺の政治的協調の場として機能したと指摘する⁽⁵⁶⁾。両者の研究対象は異なるものの、神宮と醍醐寺の関係を立体的に捉えようとするなかで、法楽寺の存在が扇の要のごとき存在感を発揮している。法楽寺領の知行という課題においても、法楽寺、神宮、醍醐寺の関係性から事象を読み解くという視座が必要なのではな

いだろうか。

かつて筆者は、法楽寺と同じく伊勢国度会郡に所在し、一時的に法楽寺末寺となっていた光明寺という寺院を対象として、寺院領と祭主裁判の関係について検討をおこなった⁽⁵⁷⁾。そのなかで、神宮領経営に神宮組織外にある寺院がかかわる場合、寺役とは別に神宮への上分を納めることによって知行の正統性を確保していたこと、相論が生じた場合は祭主裁判を軸とする神宮の命令系統に則って処理されたことを明らかにした。本章でみた法楽寺領における重層的支配関係は、法楽寺個別の問題ではなく、伊勢国神宮膝下地域にひろくみられる形態の一つといえることができよう。【史料二】にみた醍醐寺の祭主裁判を優先する姿勢も、こうした事情を理解したうえででの選択であった可能性が高い。法楽寺領の場合、神宮や醍醐寺との関係においてどこまで法楽寺が自律性を保持していたかなどについて検討する必要があるが、今後は、法楽寺を包摂する在地社会の動向を見据え、寺領の知行という課題について議論を展開することが期される。

おわりに

本稿は、国立歴史民俗博物館所蔵『田中穰氏旧蔵典籍古文書』のうち「大神宮法楽寺領文書紛失記他四通」および「伊勢国釈尊寺手継案他古文書」について、原本調査の所見を示し、近年の研究成果や関連史料を整理することにより、法楽寺関係史料の総体的検討を試みた。その結果、先行研究ではほぼ等閑視されてきた法楽寺領の知行について、わずかながら今後の課題として検討すべき論点を示すことができたとと思う。

法楽寺領には多数の神宮領が含まれており、その寺領に対して神宮と醍醐寺が一種の共存的支配関係を展開していたと考えられる。今後は、『田中穰氏旧蔵典籍古文書』法楽寺関係史料の分析を通して、神宮領の収取や神宮膝下の在地社会について従来の研究を相対化するような新たな

な枠組みを獲得することも可能となるだろう。

また、『永仁五年仮殿記』紙背文書」や「醍醐寺文書」等を参照した結果として個々の文書の理解が深まったことが象徴するように、今後も継続的な関連史料の博搜が必要となる。筆者は共同研究の一環として二〇二〇年一〇月に京都府立京都学・歴史館において『東寺観智院金剛蔵聖教』写真帳の調査をおこない、通海が醍醐寺僧として作成した文書および記録に接した。これまで法楽寺の歴史にとって重要な通海の醍醐寺僧としての経歴は栄転にかかわる部分がわかる程度で、法会への参加など具体的な活動についてほとんど明らかにされてこなかった。醍醐寺のなかで通海がどのような地盤を築いていたのかわかることは、法楽寺が伊勢国で特異な地位を獲得した意義の解明につながるため、翻刻と紹介が急がれる⁽³⁸⁾。

以上、いずれも課題を提示することに終始してしまっただが、それらは今後取り組むこととしたい。

註

- (1) 本稿で『田中穰氏旧蔵典籍古文書』の文書番号および文書名を示す場合は、『国立歴史民俗博物館資料目録「1」田中穰氏旧蔵典籍古文書目録「古文書・記録類編」(国立歴史民俗博物館、二〇〇〇年、以下、『目録』と略記)の記載に従って表記し、人名など別途補記が必要な場合は「()」を付して区別した。
- (2) 川瀬一馬「教忠翁の古書・古文書蒐集と考証雑記について」(川瀬編『田中教忠蔵書目録』田中穰発行私家版、一九八二年)。
- (3) 高橋秀樹「古文書」(『目録』解題)。
- (4) 同史料を用いて法楽寺の沿革を明らかにした代表的な論考として、小島鉦作「大神宮法楽寺及び大神宮法楽舎の研究——権僧正通海の事跡を通じての考察——」(初出「通海権僧正事蹟考」(『歴史地理』五二—一—三、一九二八年)を改稿して小島「伊勢神宮史の研究 小島鉦作著作集 第二巻」(吉川弘文館、一九八五年)所収)があげられる。ここでは論考の提示にとどめ、個別の論点については後述する。また、法楽寺の概略についてとくにことわりのない場合は同史料および小島氏の論考と『三重県史 通史編 中世』(三重県、二〇二〇年)の

記述を参考にした。

- (5) 祭主在任は寛平六年(八九四)―承平三年(九三三)〔類聚大補任〕／『群書類従』四。
- (6) 祭主在任は寛喜二年(一二三〇)―宝治二年(一二四八)〔類聚大補任〕。
- (7) 『大中臣氏系図』(『統群書類従』七下)。「尊卑分脈」(『新訂増補国史大系』五九)は通海を勸修寺宗経の子としているが、小島鉦作氏はこれを宗経が祭主大中臣隆通の娘と婚姻関係にあったことから生じた誤謬としている(前註4小島氏論文)。
- (8) 年未詳通海僧正カ申状写(「醍醐寺解等」(東京大学史料編纂所蔵謄写本二〇七一・六二―三)所収)。本史料は前後闕で、「通海僧正座主所望篇目」という事書から始まり、通海の経歴がいに座主として適切であるかという主張が記されている。前註4小島氏論文で発給者は通海と比定されており、文書内容からこれを覆す要素はないと判断し、本稿でも同様の理解をとる。
- (9) 『通海参詣記』(『統群書類従』三下)。
- (10) 文永九年五月二十二日付け隆倫・通海連署和与状案、同五月二十一日付け通海書状案(いずれも「伊勢国釈尊寺手継案他古文書」)。
- (11) 文永十一年五月六日付け関東下知状案(「大神宮法楽寺領文書紛失記」)。
- (12) 『通海参詣記』。
- (13) 永仁六年十一月日付け(龜山)院序下文案(「大神宮法楽寺領文書紛失記」)。このほか、正安三年(一二三〇)十月頃に一遍上人が伊勢国に到着し神宮を参詣したとき宿舎として外宮法楽舎が利用されており(一遍上人縁起絵巻九／『日本絵巻物全集』二三)、翌四年、後深草院二条は外宮参詣に際し同法楽舎で念誦をおこなっている(『とはずがたり』巻四／『新編日本古典文学全集』四七)。法楽舎は勅願の祈禱・法会をおこなうだけでなく、神宮とも深いかわりを持っていた。
- (14) 『五八代記』第二七定任条(佐和隆研「五八代記」『醍醐寺文化財研究所研究紀要』四、一九八二年)。
- (15) (嘉元四年)二月七日付け後宇多上皇院宣案(「大神宮法楽寺領文書紛失記」)。
- (16) 建武四年八月二十七日付け光厳上皇院宣(醍醐寺文書二三函六三―三〇／『大日本古文書 醍醐寺文書』(以下『醍』と略記)四四九)。
- (17) 泊浦は伊勢国と志摩国の境に位置する。そのため、史料によって所在国の表記が定まらない(『三重県史 通史編 中世』)。本稿では、引用する史料の表記に従い、伊勢国と表記した。
- (18) 「伊勢泊浦小里村訴訟文書案」(「醍醐寺文書二三函六三／『醍』三六〇七)には、暦応元・延元三年から同四年にかけておこなわれた泊浦の相論関係文書が三三通取められる。この相論を含む紛争については、稲本紀昭「中世の鳥羽」(鳥羽市

- 史」上巻、一九九一年)で詳しくまとめられている。
- (19) 隆経は大中臣氏出身で、通海の甥にあたる(『大中臣氏系図』)。また、建武四年(延元二)四月六日付けの本間有佑軍忠状によると、四月二日に伊勢国朝明郡大口浜、法田、立里繩手に来襲した南朝勢のなかに棚橋大納言僧都および度会家行と行動を共にしていた一福大夫、雅楽入道の名がみえる(東京大学史料編纂所影写本「本間文書」/『三重県史料編 古代・中世(下)』(三重県、二〇一五年、以下「三」と略記)伊勢・志摩国法楽寺領九九。法楽寺の所在地である「棚橋」を名乗る僧が南朝方として活動しており、親北朝であるはずの法楽寺の立場が揺らんでいることがわかる。
- (20) 「大神宮法楽寺領文書紛失記」作成経緯を示した事実書部分(第三七紙)。
- (21) 前註4小島氏論文。
- (22) このほかにも小島氏は、宝徳三年(一四五二)に発遣された日明勘合貿易船に伊勢法楽舎船が二艘あることを紹介し、参加の目的が寛正三年(一四六二)の内宮式年遷宮の造宮用途調達のためであったことを指摘している(小島「遣明勘合貿易船伊勢法楽舎船の考察」初出一九六三年、前註4小島氏著書所収)。
- (23) 岡野友彦「通海と大神宮法楽寺」(『三重県史通史編 中世』第四章第一節)。
- (24) 法楽寺に言及した論考は、二〇一〇年代以降に複数発表されている。しかしそのいずれも「大神宮法楽寺領文書紛失記」には触れていない。とはいえ、小島氏の論考の時点で十分に深められなかった論点について議論の進展が認められ、本稿も多くを学んでいる。該当する先行研究は、本文中で適宜引用した。
- (25) 三二。
- (26) 「正安元年五月日東南院聖僧正申状他一通」(日七四三二七八)、「永正十六年二月宣旨他四通」(日七四三二二八四)、「愛宕珍皇寺文書」(日七四三二二三七)。
- (27) 史料の法量について、史料が一紙の場合は調査の結果「目録」記載の数値と同じ結果を得たため、本稿では表記しないこととした。続紙の場合のみ、各紙の法量が目録に記載されていないため、個別に掲示している。
- (28) 本稿では行論上の便宜のため、分析対象の文書に「目録」の文書番号とは異なる()付数字による通し番号を付している。
- (29) 同様の事例として、暦応四年(興国二・三三四二)十一月二十一日付け足利直義裁許下知状(『東寺百合文書』ホ函二二号/『東寺百合文書』八一八一九号、写真を東寺百合文書WEB <<http://hyakugokyojo.jp/contents/detail.php?id=1819>>にて閲覧した)の挿入および刷り消し訂正部分(三行目)の紙裏に、発給担当者である幕府奉行入安威資脩の花押が確認できる(人名比定は田中誠「室町幕府奉行人在職考証稿(1)——元弘三年(一三三三)〜康永三年(一三四四)——」(『立命館文学』六五一、二〇一七年)に拠る)。また、永徳元年(弘和元・
- 一三八二)十二月二十一日付け結城直光寄進状(宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「所領関係文書」)でも、本文二行目の刷り消し部分紙背に花押が据えられており、これは文書の執筆を担当した結城家の奉行人の手によるものと比定されている(植田真平・工藤祐一「宮内庁書陵部所蔵谷森中世文書「所領関係文書」の紹介」(『古文書研究』八七、二〇一九年)のうち植田氏執筆分)。
- (30) 「醍醐寺新要録」巻十三法楽寺篇(醍醐寺文化研究所編『醍醐寺新要録 下』法蔵館、一九九一年)には、(13)のうち末寺一四ヶ寺の一覧のみが引用されている。このほか、(13)に關説した史料・論考は管見の限り確認できていない。
- (31) 康永二年(興国四)十二月日付け積尊寺別当隆覚代伊勢氏女重申状(『仁治三年御仮殿記』紙背文書) / 『三』伊勢・志摩国法楽寺領一三七)。
- (32) 「大中臣氏系図」。
- (33) 『続群書類従』一下。
- (34) 『日本塩業大系史料編 古代・中世(二)』(日本塩業大系編集委員会、一九七七年、以下「塩」と略記)。
- (35) 市沢哲「永仁五年仮殿記」紙背文書の世界——祭主氏寺積尊寺について(初出「永仁五年仮殿記 紙背文書の世界」(『神戸大学文学部五〇周年記念論集』神戸大学文学部紀要二七、二〇〇〇年)を補訂し、市沢「日本中世公家政治史の研究」校倉書房、二〇一一年所収)。以下、相論の経緯については「永仁五年仮殿記」紙背文書「および右の成果を参考にした)。
- (36) 積尊寺の異姓別当のうち経尊について、小島鉦作氏は法楽寺寺務継尊と同一視している(前註4小島氏著書一〇一頁)。しかし、市沢哲氏の論考によると、積尊寺の経尊は後白河院と関係のある人物で、寿永二年(一一八三)十一月十九日の法住寺合戦において死去したという(前註35市沢氏論文)。いっぽう法楽寺の継尊はそれから約一〇年後に大橋御園の地頭押妨について申状を提出しており(9)、活動時期に隔たりがある。以上を論拠とし、本稿は、大中臣氏の血縁である法楽寺継尊と積尊寺異姓別当経尊は別の人物という立場をとる。
- (37) 建長四年十二月日付け積尊寺別当隆俊重申案(『永仁五年仮殿記』紙背文書) / 『塩』二九・二二)。
- (38) (19)における通海の人名表記には、他史料にみられない異同がある。隆倫と並ぶ署名は「道海」であり、本文五行目には「日道上人」(『異字通海』)と記されている。後者の傍注筆跡は本文と類似しており、案文作成から時期を大きく隔てているとは考え難い。とはいえ、「道海」「日道上人」のいずれも通海の異称としてはほかに使用例がなく、(19)単体でみれば通海が積尊寺座主職に就いたという根拠は乏しいといわざるをえない。しかし、後述する(20)等から、通海がこのとき積尊寺座主職を得たと理解することができる。
- (39) 建治三年六月十八日付け積尊寺別当隆倫議状案(『醍醐寺文書』六函一・二一六

- ／『醒』六五〇—(六)。
- (40) (21)(22)に先立つ貞和三年(正平二・一三四七)十一月十二日付け長乙丸代戸上泰亮泊浦預所職請文(『醍醐寺文書』二二函四九／『三』伊勢・志摩国法楽寺領一五七)および同日付け戸上泰亮泊浦預所職当進物請文(同)一七函一二九／同一五八)でも、預所補任にあたり同様の手続きがとられている。
- (41) 『醍醐寺文書』一七函一二七／『三』伊勢・志摩国法楽寺領一六六。
- (42) 年未詳某目安案(15)にみえる外宮前一禰宜度会家行が北島方につき大湊で濫妨行為をはたらいていた貞和三年および同四年の記事や、貞治五年(正平二一・一三六六)に内宮へ納める泊浦御厨御贄を九鬼氏が抑留していたこと(『正殿仮殿遷宮記』紙背文書)／『三』伊勢・志摩国法楽寺領一七一)から、泊浦周辺地域は長期的に不安定な状況にあったとみられる。
- (43) 年次が判明するうち、貞応二年(一二三三)十二月二日付け神護寺領諸莊文書注文(『神護寺文書』／『兵庫県史 史料編中世七』(兵庫県、一九九三年)八)が管見の限り最も早い例である。年次未詳だが院政期に比定される玉瀧莊文書注文(筒井寛秀氏所蔵東大寺龍松院文書)／『三』伊賀国玉瀧莊一四三)も同様に折紙の注文である。
- (44) 『満濟准后日記』永享二年閏十一月二十五日条(『続群書類従』補遺一下)。
- (45) 年未詳十月八日付け通済書状(『醍醐寺文書』六函一六四／『醒』八〇九、花押84)。「三」伊勢国黒田莊三三は同文書の年次を文安三年(一四四六)と比定している。
- (46) 嘉吉二年十月日付け法楽寺雜掌申状(『醍醐寺文書』二五函七二／『三』伊勢・志摩国法楽寺領二二四)。
- (47) 佐々木裕子「大神宮法楽寺・法楽舎考」(『三重県史研究』二六、二〇一一年)。「通海参詣記」の思想的側面については、古谷易士氏によって重点的に検討されている(古谷「伊勢太神宮参詣記」と内外清浄の思想について」(『神道宗教』二二二・二二三、二〇一一年)。
- (48) 小川剛生「兼好法師の伊勢参宮——祭主大中臣氏との関係を考証し出自の推定に及ぶ——」(『日本文学研究ジャーナル』一、二〇一七年)。この点については同『兼好法師』(中央公論新社、二〇一七年)でも触れられている。
- (49) 阿曾宮は建武の親政開始直前(元弘一統御代)に越後国で後醍醐方として活動しているが、未詳である(年未詳毛利元春事書案／『毛利家文書』／『南北朝遺文 関東編第五卷』三八一〇)。
- (50) 延慶三年三月十五日付け江向村在家検注状(『醍醐寺文書』一三函一二／『醒』一九三九)。「醒」は江向村を尾張国に比定しているが、今浦や答志など伊勢・志摩国の地名を冠する在家が計上されているため、本稿では伊勢国泊浦江向として扱う。この史料については、伊藤裕偉「湊をめぐる人と地域——泊浦・志摩・熊野——」(『日本史研究』六一九、二〇一三年)に詳しい。
- (51) 伊藤裕偉「志摩・紀伊の御厨・莊園」(『三重県史 通史編中世』第二章第三節)。
- (52) 『醍醐寺文書』一三函二六／『醒』三五六八。
- (53) 貞和三年三月日付け中須莊雜掌頼継申状案(『醍醐寺文書』一七函一二二／『醒』二六九五)、同年三月六日付け祭主親忠御教書案(『醍醐寺文書』二二函二三／『醒』一八〇六)。円福大夫は、長房の躰にあたる。
- (54) (貞和三年カ)六月十三日付け外宮禰宜度会家行請文(『醍醐寺文書』二二函三四／『醒』三四二七)。
- (55) 前註47佐々木氏論文。
- (56) 前註48小川氏論文。
- (57) 拙稿「伊勢神宮膝下所領の構造——伊勢国多気郡常吉戸を事例に——」(『国史学』二二四、二〇一八年)。
- (58) 『東寺観智院金剛藏聖教』のほかにも、『第二十一回大蔵会展観目録』(一九三五年)によって通海の奥書のある清瀧権現講式が存在が知られる。こちらも合わせて検討する必要がある。この史料の存在は、荒木和憲氏にご教示いただいた。この場を借りて御礼申し上げる。

(二〇二一年三月一日受付、二〇二一年七月二七日審査終了)

永沼菜未(国立歴史民俗博物館 資料整理等補助員・国立歴史民俗博物館共同研究員)